

# 鳥取縣公報

昭和二十六年八月二十八日  
第一千二百三十九号 火曜日

## 規則

### ◆鳥取縣規則第五十三号

建築士法施行細則（昭和二十五年鳥取縣規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

建築士法施行細則中改正規則

第三條の次に次の一條を加える。

（事務所の表示）

第三條の二 二級建築士は法第二十三條の規定による建

築士事務所の開設の届出をしたときは第五号書式によ

る標札をその事務所に掲げなければならない。

第十三條第一項中「二級建築士試験を受けようとする者は」の下に「第六号書式による」を加える。

## 附則

この規則は公布の日から施行する。

## 第五号様式

登録番号第  15cm	号  45cm
二級建築士事務所  (氏固有名又は 名)	
(用紙規格B五) 様式第六号	

二級建築士資格受験申込書

昭和年月日実施される二級建築士の資格試験を受けたいので建築士法施行細則第十三條により別紙関係書類を添えて申込します。





00602

00603

十二 屋敷の二三千五百九十七ノ一番地  
三十五 上 二 より  
〃〃〃 十 より  
〃〃〃 十二

昭和二十六年八月一日鳥取縣公報號外鳥取縣告示第三百四十五号中次のように訂正する。  
より  
から  
三、漁場連絡図

00604  
頁 段 行 誤 正  
三十七 下 一 二月一日 三月一日  
三十八 下 十七 四 條件制限 なし うぐい漁業 うぐい 十二月三十日から  
三十九 下 六 日野川本流左岸 (日野川本流左岸)  
四十 下 一 尚徳村及び成実村日野郡一円 尚徳村、成実村及び日野郡一円

四十一 上 十九 翌十一月一日から 四月一日から  
" " 下 九 十月三十一日まで 十一月三十一日まで  
四十三 上 二 翌十一月一日から 四月一日から  
" " 下 一 うなぎ釣、 うなぎ釣、うなぎ筌、

00605

昭和二十六年六月十二日鳥取縣公報第二千二百十七号鳥取縣規則第三十八号中、誤植があるので次のように訂正する。

頁 段

行

誤

正

三上 七 同條第七十七号の次に

同條第八十二号の次に

三上

行

誤

正

八、七十八、集乳業許可手数料 八百円

八十三 集乳業許可手数料 八百円